

独自の教育プログラムを創造し、 「選ばれる大学」へ

「感じる力」「考える力」「生きる力」がみなぎり、地域に根差し、国際的にも活躍できる人材を育成する。それが三重大学の教育の目標です。その実現に向けて、また、競争の時代の中「選ばれる大学」をめざして、独自性の高い教育プログラムを導入しています。平成16年度には、文部科学省の支援事業において、ここに紹介する3件のプログラムが採択されました。

特色ある大学教育
支援プログラム
社会のニーズに
即した
人間性豊かな
医師養成
—地域社会を学びの場にして—

この度、文部科学省による平成16年度「特色ある大学教育支援プログラム」に三重大学医学部の取組が採択されました。この概要を以下に記します。

三重大学の教育目標である『「感じる力」「考える力」「生きる力」がみなぎり、地域に根ざした国際的にも活躍できる医師を育成する』には、従来の知識詰め込み型講義と見学型臨床実習中心の教育のみでは限界があり、学生が地域社会の現場に出て自ら体験し悩み考え、自分の力で問題を解決し人と触れ合うことが必要です。本医学部では全国に先がけて平成7年度から地域の病院での臨床実習を実

施してきましたが、現在は関係教育施設群（病院38施設、診療所及び保健福祉施設30ヶ所）に拡大して診療参加型臨床実習を実現しています。また、診療参加を促進するため、コア診療科での実習期間を各々4~8週間確保し、その他に、(1) 臨床教授制度の導入、(2) ガイドブック作成、(3) 継続的評価システムの構築、(4) 大学内及び関係教育施設との教育の質の均一化、(5) FD(Faculty Development)、(6) 安全性の確保と学生へのオリエンテーション、(7) 4年次までの準備教育の充実（早期体験実習で医学学習へのモチベーションを高め、課題探求能力や問題

解決能力を養うための診療問題解決型PBLチュートリアル教育を徹底し、医療面接・身体診察などの基本的臨床技能教育、および、行動科学の教育を充実するなどの工夫を凝らしています。

このように大学のみならず地域社会の現場でのon-the-job trainingを徹底しているので、社会のニーズにマッチした人間性豊かな医師を養成できるようになつてきました。



医学部教授／医学・医療教育開発推進センター長
津田 司

海外先進教育研究実践
支援プログラム

C S C L と連携した P B L 教育法の 研究開発

平成16年度に文部科学省が公募した「海外先進教育研究実践支援プログラム」に、本学から公募の「CSCLと連携したPBL教育法の研究開発」が採択されました。国立大学法人での平均採択率が68.3%に対して、本学は7人中6人（長期派遣：人文・教育・医・工・生物資源学部各1名、短期派遣：生物資源学部1名）が採択されるという高い評価を得ることができました。このプログラムは、医学部すでに成功を修めているPBLチュートリアル（Problem-Based Learning：問題解決型学習）をe-learning（インターネット、パソコンを活用した教育、学習システム）と連携させながら全学的に波及させるための調査研究を目的として、本学教員をこれらの教育を先導的に実施している欧米の大

学に派遣するというものです。派遣メンバーの帰国後には、海外で得られた成果が高等教育創造開発センターに集約され、総合情報メディア館と派遣メンバーでCSCL（Computer Supported Collaborative Learning：グループ学習を視野にいたした知的協調学習支援システム）の構築が行われつつ、学生の学習意欲、知識の活用能力、計画立案・遂行能力、ディベート能力、プレゼンテーション能力、組織運営能力等の向上を目指して、それぞれの専門分野ごとに効果的なPBLも創出される予定です。



理事・副学長／情報・国際交流担当
亀岡孝治

教育学部教授
松岡 守



現代的教育ニーズ取組 支援プログラム 全学的な 知的財産創出 プログラムの展開

平成16年度から4年計画で全学的に取り組むこととなりました。特許や著作権といった知的財産に関する教育は、開発者あるいは法律の専門家を目指す人などにほとんど限られていたのがこれまでであったと思います。知的財産という用語がマスコミに広く取り上げられるようになったこと自体、ごく最近のことです。

法律関係者は別にしまして、知的財産に関する知識は特に知的財産を提供する側（開発者、創作者）にとって重要なものと確かに言えましょうが、違法コピーなどをしないという意味ではユーザサイドでも大切な知識であり、知的財産を尊重する心を持つ必要があります。つまり、知的財産教育は誰にも必要なもので

あるということができます。タイトル中の「全学的な」という表現はそうした意味合いもありますが、この教育プログラムを三重大学において展開するにあたり、三重大学の学生はみんな是非供給側、つまり開発者、創作者サイドになって頂きたいという意味が強く込められています。そのためにこのプログラムでは単に知的財産の法律や手続きの実務に関する講義の提供に留まらず、「創造性開発法」など、新しい発想を生み出すための講義の提供、あるいは学生向けに学内発明コンクールの開催、学生ベンチャー公募なども行います。また教員向けには知的財産教育に関わる創意工夫のある講義を公募する、などということもあります。つまり三重大学の学生、教員ならどなたもこのプログラムに参加できます。が、そこには何かアイデアを持って参画する心構えが必要、という趣向を凝らしています。学生も教員も創意工夫に溢れ、さらに生き生きとしたキャンパスとなることを夢見ています。